

## 企業と地域社会に関する社会学的類型

——企業による公共財の供給——

高木 俊之\*

### 1. はじめに

本研究の目的は、企業と地域社会の関係を整理した類型を作ることにある。この「企業と地域社会」というテーマは、これまで、わが国の地域社会学の重要なテーマであったと考えられる。例えば、日本人文科学会の調査、福武直の「構造分析」、蓮見音彦・似田貝香門の「社会過程分析」、北川隆吉の「批判的構造分析」など連綿と続く流れがある。近年の丹辺宣彦らの豊田市の研究（丹辺宣彦・岡村徹也・山口博史編，2014）では、開発段階から成熟段階に移行した「企業と地域社会」がとらえられて興味深い。ただこれらの先行研究の「企業」といった場合、それは製造業の工場が強く印象づけられているといってよい。しかし、2011年3月11日に起こった東日本大震災以来、原子力発電所が立地する地域では、企業と地域社会との関係に何らかの再編成が行われつつあると考える。そこでまず原発6基が立地する福井県敦賀市を事例として考察することにする。

その際の理論的観点は、E・オストロムの公共財に関する議論である。E・オストロムは、集合的行動状況において個々人が達成する共同の利益を促進するために市場でも国家でもない多様性をもつ制度がどのように作用するかを明らかにしようとした。そのとき家族、近隣関係、地域の自発的組織やクラブ、特定の地域、公的サービス産業などのさまざまな形態の連携や関係のネットワークが、集合的行動問題の諸側面を解決するために効果的に用いられているという（エリノア・オストロム & ジェイムス・ウォーカー，1997=2000:46）。このE・オストロムの議論を応用して、わが国では本来、市場のアクターであるはずの企業が公共財の供給を行っている場合があるのではと考えた。E・オストロムの意図とは異なる事情が生じた理由は、わが国の企業と地域社会の独特な関係形成のあり方によるものだと考える。以下、具体例で述べて行きたい。

---

受理日2018年11月28日

\* 教養学部人間環境学科社会環境課程准教授

## 2. 福井県敦賀市の事例研究

まず敦賀発電所について、『げんでんつるが』によると、1号機が廃止措置中で、原子炉建屋やタービン建屋で機器の解体工事が行われつつある。2号機は新規制基準への適合性確認審査において、地震の揺れの評価に関する審査が開始されている。3、4号機は建設予定地の敷地造成が完了しており、その増設計画について、地域の理解を得ながら、早期具体化に向けて努めているという（『げんでんつるが』2018年8月、第50号）。

そのように原子力発電が停止しているのにもかかわらず、『朝日新聞』によると敦賀市の歳入の20%は電力関連だという。その内容は電源三法交付金17億8,830万円、電力3事業者の固定資産税は37億606万円、県の核燃料税交付金は2億円、法人市民税は減ってはいるものの5億9,000万円が見込まれるという（『朝日新聞』2014年2月20日）。

その中で、日本原子力発電株式会社は、2009年度から続けてきた敦賀市への寄付を2015年度以降中断することにした。そのためこの寄付金で進めてきた西浦1号線と2号線の市道の建設は1/3程度しか完成しないという。より詳しくは、2013年度までの日本原電の敦賀市への寄付



写真①敦賀原電を示す標識  
資料：著者撮影（2018年11月1日）



写真②鷺崎トンネル  
資料：著者撮影（2018年11月1日）



写真③建設中の新たなトンネルとバイパス  
資料：著者撮影（2018年11月1日）



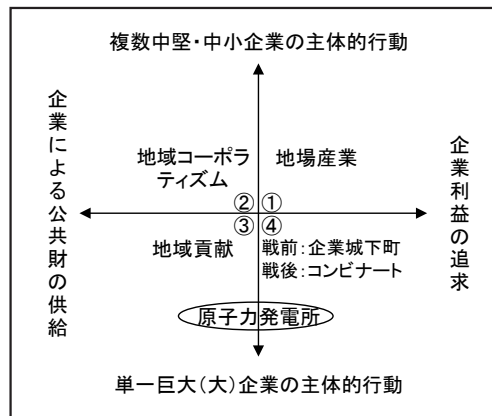
写真④発電所関係者の送迎バス  
資料：著者撮影（2018年11月1日）

金は19億8,000万円であり、2014年度は5億8,000万円の負担金だという（『朝日新聞』2014年11月3日朝刊）。

そこで、敦賀市を訪れると写真①に見られるように、敦賀市内から敦賀発電所の方向を示す案内標識には、「敦賀原発」と書かれている。なるほど敦賀原発は、日本原子力発電株式会社が経営しているから「原発」という呼び方があると再認識した。次に敦賀発電所に向かう、いわゆる「原電道路」を通ると、写真②のまだ新しい「鷺崎トンネル」を通り抜けた。これが先にふれた西浦1号線の一部開通した市道なのである。引き続き進むと、写真③に示したように新たなバイパスが建設中で、そのトンネルは完成間近に見えた。このことについて調べると、中断したはずの市道建設は、原発事故時の避難道路の役割があるため、2017年10月に福井県の「原子力災害制圧道路等整備事業」の新区間に設定されたことから整備の再開が決まったという。しかも、最終的には事業費の全額を日本原電と関西電力が負担するということである（『朝日新聞』2017年11月22日朝刊）。

さらに、先に述べたように発電所は停止しているにもかかわらず、午後4時過ぎには敦賀原子力館の駐車場には、写真④のように発電所関係者のための送迎バスが何台も止まっていた。これは敦賀発電所の原子力発電は停止しているが、廃炉などのための作業は行われており、そのための要員は雇用されているということである。

この敦賀市と日本原子力発電株式会社の関係を図1によって考えたい。この事例は、企業の寄付によって市道の整備という、公共財の供給が進めるということでは第3象限の「地域貢献」にあたる。しかし、それはあくまで、将来の企業利益の追求が目的であるので、第4象限にも当てはまる。しかし、戦前から立地している企業城下町や戦後に臨海部に建設されたコンビナートのありようとも異なる。原子力発電所は、外部からは見えにくい、類型をまたがった企業と地域社会との関係を形成すると結論づける。次に、これまでの企業城下町の形成について整理することにする。



資料：著者作成

図1 企業と地域社会に関する社会学的類型

### 3. 企業城下町概念

まず「企業城下町」という言葉は、企業と地域住民の関係を表現するために宮本憲一によって造語されたものである。宮本によると、1961年に福岡県の委嘱を受けた九州大学が八幡市の大気汚染の観測を始めたところ、一夜にして何者かによって全ての観測機器が壊されてしまった。そこで県の公害担当係長が八幡製鉄をたずねたところ、八幡製鉄の幹部は「北九州地域は製鉄所の煙でもっているのだから、製鉄所の煙がいやだというのなら出ていってもらいたい」と語ったという。またそれ以前に、福岡県は公害防止条例を1955年に制定していたが、製鉄所関係を訴えたものは一つもなかったという。こうした実態を見て宮本は、八幡市の住民は企業を藩主とする城下町の家臣か町人のようなものだと思います、そこで企業城下町という言葉を考案したという（宮本、1983:144-145）。

「企業城下町」とは、企業と住民の関係を、企業を主君に、住民を臣下としてその日本的主従関係になぞらえて秀逸な表現である。ただし、これだけなら、企業城下町という表現は文学的なレトリックに終わったのかもしれない。

そこでさらに、宮本憲一は大阪府堺市のコンビナートを研究し（宮本編、1977）、戦前の大企業と地元との関係は、封建領主と農民の関係のようであったが、戦後のコンビナートと地元との関係は違いがあるという。コンビナートは、かつての上海市の外国人租界のように一種の治外法権となっていて、地場の産業とは産業連関がないことを指摘している。それを称して「戦前立地型の『八幡製鉄』やチッソと戦後のコンビナートは封建領主と帝国主義者のちがひがあるといってもよい」（宮本、1996:75-76）と述べている。

次に、社会学者による企業城下町定義として、古城利明は以下5つの要素をあげている。それは①都市経済や自治体財政の企業への依存があること。②企業の福利厚生による労働者や市民生活の管理があること。③大企業と中小下請け企業との間の階層的格差の存在すること。④自治体の首長や議員構成に企業の影響があること。⑤市民の意識も企業へ依存すること（古城、1993:242）である。この5つの要素は、別の言葉でいえば地域社会において政治、経済、社会・文化において大企業の論理が優越することと言い換えられる。

社会学者のデュルケームは『自殺論』において産業社会とは、産業がそれに優越したある目的のための手段であるとはみなされず、個人および社会の至上の目的となってしまった社会のことであると述べている（Durkheim, 1897=1985:315）。それを敷衍して、産業の発展が都市の発展に優越すること、すなわち手段が目的に転化するような地域開発が行われることを可能にするのが企業城下町の成立である。

ここまで述べてきたが、企業城下町という概念は、単なるレトリックや昭和の懷古ではなく、その概念の彫琢によっては、現在も学問的魅力を失っていないのである。

#### 4. 企業城下町成立の4つの条件

企業城下町成立の時期に関して以下の四点から具体的に検証することにする。社会学には「予見するために見る」と過去・未来・現在を行きつ、戻りつする研究もあると考える。そこで、まず過去の釜石製鐵所と地域社会に関する研究を振り返ることにする。

##### (1) 政治

まず市政に企業が参画することと考えて、町村制の1921年改正による等級選挙の廃止によって地方選挙に関する参政権が拡大したことを指摘する（高木，2004b）。わが国で、衆議院議員の普通選挙法案が治安維持法案とともに可決されたのは1925（大正14）年であることは広く人々に知られている。ところが町村については、それに先立つ1921年4月に行われた町村制の改正によって実質的な普通選挙制度がいち早く始まっていた。すなわち参政権を有する公民の要件を定めた町村制第7条から

「地租ヲ納メ若クハ直接國稅年額二圓以上ヲ納ムルトキハ其ノ町村公民トス」（梶，1911:20）という財産要件が削除され、それは「一、帝國臣民タル男子ニシテ年齢二十五年以上ノ者。二、獨立ノ生計ヲ營ム者。三、二年以來其ノ町村住民タル者。四、二年以來其ノ町村ノ直接町村稅ヲ納ムル者。」（大森編，1940:1031）となった。

周知のように、大正から昭和にかけてわが国の政党政治を担ったのは、政友会と民政党である。地方におけるその支持基盤は、政友会が農民票であったのに対して、民政党は中小企業だった（芳野，1996:28）。

当時の得票数を見ると、当選した30名の市会議員に投ぜられた票の総数は4,448票である。そのうち製鐵所関係者には1,618票、商工業関係者に1,351票、漁業・水産業関係者に788票、農業経営者に545票ということになる。トップ当選者は223票、当落ラインは109票であった。製鐵所関係者は上位で当選している者が多い。以下のように製鐵所従業員の票はかなりの組織票である。

荒木田忠太郎は「鑛業所の眞道會なる従業員團體が結束協議し、代表的候補を豫選決定の上、各課會員が各々其當選を期し、統制も亦能く保たれた」（荒木田，[1935] 1963:888）と述べている。また「殊に釜石鑛山の勞働者は隊伍をなして選挙場に押しかけたのは人目をひいた」（『岩手日報』1929年5月2日）とまで報道されていることから、棄権者が出ないようにしていた様子もうかがえる。

##### (2) 社会・文化

後に八幡製鐵社長となった三鬼隆が釜石鑛業所庶務課長の時に企業内外のスポーツ・アソシエーション形成に努力したことを指摘する（高木，2004a）。

釜石製鉄所では1930（昭和5）年に「巴会」、1932年に「同好会」という二つの注目すべき職員のアソシエーションが三鬼を中心にして結成された。三鬼がそれぞれ38歳と40歳の時のことである。巴会とは、現場の課長、次長クラスである技術課 H 氏（35歳）、工作課 O 氏（40歳）、動力課 A 氏（30歳）、圧延課 K 氏（35歳）、運輸課 M 氏（40歳）、化工課 N 氏（31歳）、および翌年には輪西製鉄所から転勤してきた製鉄課 K 氏（34歳）を入れた7人が三鬼を師匠として観世流の謡曲を習う会である（カッコ内は当時の年齢）。上記のメンバーは作業部各課の課長クラスが見事に結集していたことになる。

例会は週一回水曜に三鬼の社宅で行われた。その様子は、三鬼伝をまとめた小森田によると、謡曲の稽古が一通り済むと、その後は「課外授業」と称して酒がでて、得意のスポーツや遊びの話に移り、ついで端唄、サノサ節、ソーラン節、最新流行歌、中風の川渡りをうたいおどるということだった。弟子はこの方が楽しみで、夜更けの12時、1時と続いたという。また三鬼にとっては、こうした機会に技術的なことや現場の実情を耳から仕入れることができたわけである。この巴会の夜はよほど楽しかったらしく、メンバーは異口同音に懐かしんでいるという（小森田、1954:251）。

また巴会メンバーに F 氏、後に総務部長となる G 氏を加えて巴倶楽部という野球部をつくった。三鬼は自ら一塁、四番打者をつとめた。そして巴会は、そのメンバーが分別もついた30歳代の課長クラスであることから「単に謡の会、同好趣味の会であるだけでなく、釜石鉱山を明朗化しようとする同志的な結合『三鬼党の旗あげ』であった」（鉄鋼新聞社編、1974:182）わけで、別の言い方をすれば、巴会メンバーは三鬼の「一騎当千の『旗本侍』」（山本、1956:50）になったわけである。巴会は真道会とは性格が異なり、三鬼は職員の中から厳選されたメンバーを企業人として薫陶していこうとしたわけである。

そしてもう一つは「同好会」と呼ばれるスポーツ親交団体である。これは三鬼を会長として1932年に発足した。この会は当初、野球とテニスの同好者を統一するのが目的であったが、それ以外に陸上競技、水泳、スキー、スケート、弓道、柔道、剣道などあらゆるスポーツを奨励するものになった。会費は月額10銭とし、会員は職員の中で好きなものに止め強制はしなかったというが、職員のほとんどである120名が入ったという。前出の製鉄課 K 氏、技術課 H 氏、動力課 A 氏、運輸課 M 氏、化工課 N 氏ほか12名が監事となって運営された。同好会の名は動力課 A 氏が名付けた。そして翌1933年には機関誌『同好』も発刊されるようになった。動力課 A 氏は、謡曲、弓、野球、テニス、スケートを三鬼と同様にこなし、とくにスケートをこなした。また化工課 N 氏はスキーのリーダーとなった（山本編、1956:37-41；山本、1975:65）。前出の巴会の7名を核として、職員の参加者の輪を広げたアソシエーションが形成されたわけである。

そして同好会の準備と進行のもとに毎年職員と職工とその家族のための大会が行われるようになった。この大会は三鬼が旧制二高の寮祭から思いついた無礼講の場であった。そこでは各課ごとに装飾をこらした汁粉や焼き鳥などの模擬店を開き、課長が店主となって時には給仕も行った。そして広場では競技に加えて仮装行列も行われ、余興に鉱山音頭を唄ったりしたという（三鬼隆回想録編纂委員会、1952:147-150）。

そうしているうちに同好会の陸上競技部の主催で所内青年団対抗競技会も開かれるようになり、それが岩手県を北上山脈を境にして分けた東西対抗の各種スポーツ競技大会の開催に進展していった。その第一回大会は、1934年に昭和園のグラウンドで開かれた。その様子は「釜石製鉄所陸上競技部は優秀な人材を集め、単独チームで相手側を圧倒するまで陣容を整えた」（岩手日報社、1970:175）という。それは神宮大会の400メートル競技で岩手県初の優勝を飾った佐々木正雄、走り高とび、十種競技の日本記録を持つ和賀行男、砲丸投げの横田孝といった全国レベルの選手が三鬼の招きによって在籍するまでになっていたからである。

そして硬式野球に関しては、その強化育成にマネージャーとして関わった山本祐二郎によると、それまでも所内にあったクラブを、1932年に同好会の野球部に統合し三鬼自身が初代部長となった。そして選手の強化育成を行い、1936年には県大会で優勝し、1938年には後楽園の都市対抗野球全国大会にまで進出するほどになった。三鬼は本社に転任するまで部長を続けたが、二代目の部長は製鉄課 K 氏が務めた（山本編、1956:58-66）。

そして三鬼は所内のアソシエーションの部長を務めるだけではなく、釜石町の野球協会会長もつとめることになった。上記のように陸上や野球で全国的な活躍をする選手が現れるということは、県下の旧制中学校からも優秀な選手を輩出しようとする刺激となる。こうしてスポーツを振興することで、それを通して地域社会との接点ができるようになった。

こうしてみると、何かにつけ巴会の7名が核となって三鬼の発想を実現していったことがわかる。この時代の集団形成の契機は、職場の上下関係を離れた、謡曲やスポーツといった文化を通してアソシエーションをつくり出すことにあったのである。

### （3）経済①（労務管理）

技術革新に対応するため長期雇用を促進する労務管理によって参政権を有する労働者が戦前期に釜石に定着していたことを指摘する（高木、2004b）。

わが国において明治から大正にかけての時期の工業における労働者は「渡り職人」のように、その移動は激しく行われた。藤田若雄が指摘するように（藤田、1961:67-74）、大企業においては第一次世界大戦後に旧型熟練が陳腐化しつつあったので、労務管理のあり方を基幹労働者が構成されるように再編成していた。親方による労務供給を企業による直轄的労務管理方式に改めるために、新規学卒と除隊兵を優先採用しはじめた。こうした採用制度の目的は、カンとコツを見よう見まねで習うのではなく、企業内で体系だった学校教育を受けることから始めて、長く企業に勤続して技術を身につけ、企業の中核を担う従業員を養成することである。新規学卒者と軍隊を満期で除隊してきた者は年功賃金と終身雇用を受け入れることが可能で、身元保証人によって企業への忠誠が保証される労働者である。そうした労働者がこの時期に基幹を形成しつつあった（高木、2004b）。

新規学卒を採用するといっても、それは今日いうところの大学卒のことではない。戦前の釜石製鉄所「技能者養成所」に養成工として採用されたのは、国民学校高等科2年を卒業した13歳～14歳の少年である。その後進である釜石製鉄所「教習所」6回生の半沢周三編の同窓会記念誌によると、当時の養成工は、初等の冶金、機械、電気、化工といった工学を学ぶと同時に、

国語、英語、数学、物理、化学といった普通学と修身や教練も時間をかけて学んでいた。そして1～2年を通じて現場実習の時間が多く取られていた。そのため月金は授業で火木土は現場で働いたこともあったという。卒業者は口をそろえて学力の高さを誇り、エリートと自他共に認めていたという（半沢編、1975）。そして職場に配属されると、「有能な働く作業員」（富士製鉄株式会社釜石製鉄所教習所、1952:15）となることを期待された。実際に、こうした少年たちが次第に頭角をあらわし役付工に累進していくことで、旧型熟練の労働者は淘汰されていった。養成工そのものは選挙権を有していないので、普選とは関係ないように見えるかもしれない。しかし、年功的な労務管理を可能にするために養成工制度は大きな影響があった（高木、2004b）。

#### （４）経済②地方財政

表1は『岩手県釜石市歳入歳出決算書』の分析結果である（高木、2016）。

1949年9月15日に発表されたシャープ勧告によって、1951年から地方財政の中心に市民税と固定資産税がおかれたことがわかる。同様のことは日立市の研究（遠藤、1955:368-369）においても指摘されている。その市民税は、法人市民税として企業の立地により市税収入になるわけである。ここで残念なことは、『歳出歳入予算書』では、特定の企業の納めた法人市民税や固定資産税を分離して記載していないことである。しかし、前述したように単一企業が立地する地方都市では、その税収に対する影響を計りやすいと考える。特に1955年度と1956年度については、新明正道らの釜石研究にその額が掲載されているので、税の大まかな流れは把握できる。

それによると、市民税については、1955年度は17.3%、1956年度は、33.8%が釜石製鉄所の負担分である。固定資産税については、その比率が大きく1955年度は57.9%、1956年度は、61.6%を釜石製鉄所の負担分であるという（新明正道ほか、1959:46）。

また表1の国庫支出金の増加は著しい。この時期に自治体の財政は住民そのものよりも、企

表1 釜石市歳入の推移（主要な款項を示す）

|            |         | (単位:円)     |            |             |             |
|------------|---------|------------|------------|-------------|-------------|
| 款項         | 1938年度  | 1950年度     | 1951年度     | 1955年度      | 1956年度      |
| 1.財産収入     | 6,956   | 57,874,536 | 74,359,760 | 199,097,900 | 245,933,590 |
| 2.使用料及手数料  | 21,848  | 0          | 30,583,400 | 49,997,500  | 55,948,620  |
| 3.交付金      | 3,415   | 0          | 39,261,160 | 105,428,200 | 144,778,050 |
| 4.国庫下渡金    | 39,100  | 0          | 4,284,200  | 43,643,000  | 45,158,320  |
| 5.財政補給金    | 8,041   | 43,288,535 | 231,000    | 31,200      | 28,600      |
| 6.国庫補助金    | 3,422   | 14,586,000 | -          | -           | -           |
| 7.県補助金     | 32,857  | -          | 100        | -           | -           |
| 8.納付金      | 670     | -          | -          | 15,540,000  | 22,768,000  |
| 9.寄付金      | 990     | -          | -          | 12,884,320  | 6,360,275   |
| 10.繰入金     | 12,420  | 3,439,000  | 4,133,200  | 9,593,200   | 122,888     |
| 11.財産売払代   | 80,000  | 7,866,622  | 6,951,260  | 51,605,300  | 56,469,030  |
| 12.繰越金     | 1       | 1,353,804  | 933,847    | 4,146,920   | 3,711,460   |
| 13.償還金     | 346     | 100        | 600,000    | 2,359,650   | 3,325,000   |
| 14.県費補給金   | 4,762   | 100        | 100        | 100         | 100         |
| 15.雑収入     | 51,420  | 100        | 100        | 100         | 100         |
| 16.市税(附加税) | 183,100 | 695,200    | 763,560    | 21,202,830  | 2,300,400   |
| 17.市債      | 41,500  | 6,300,000  | 4,600,400  | 190,600,300 | 700         |
| 歳入合計       | 490,848 | 77,897,745 | 93,104,753 | 507,032,620 | 340,971,543 |

資料：『釜石市歳入歳出予算書』1938年、1950年、1951年、1956年から作成

業と国に依存する体制が固まってきたことがわかる。

こうした変化を宮本憲一は、1953、4年ごろからの地方自治体の二つの傾向と述べている。一つは、中央へ陳情して国庫支出金を獲得することによって事業を進める方向である。もう一つは、工場誘致によって税収を上げて、財政を再建し住民福祉を実現しようというものである。こうした地域開発の全国的流行は、公害問題や過疎・過密問題をひきおこしただけでなく、今日の財政危機と地方自治の侵害の道をひらくことになった（宮本、1977:247）と宮本は述べている。

ここまで述べてきたように、①地方政治への企業出身者の参加が可能になった大正期に始まり、②昭和に入ると三鬼隆のような和を重んじる人物によって、企業内にスポーツや文化のアソシエーションが作られるようになり、③昭和10年代には少年を養成工として採用して長期に雇用するようになり、④シャープ勧告により地方財政への企業の影響が強まった昭和20年代に、企業が地域社会に大きな影響を及ぼす制度的諸条件が整ったと考える。

## 5. 企業と地域社会に関する社会学的類型

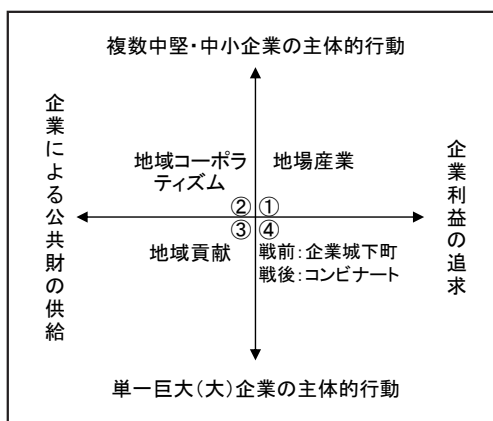
奥田道大による「地域社会の分析枠組」は、住民の行動における主体性と、住民の価値観における普遍性を軸とするものである（奥田、1971）。都市社会における住民の類型を考察するのに考案されたものとして優れている。では、産業社会の中心をなす企業が地域社会に立地する場合に、いかなる類型が案出されるか考えることにする。奥田の類型は住民の主体性と価値意識を問題にするものであったが、本論では地域社会における企業の行動のあり方と利益の追求について検討する。

まず近代社会になり、神はいなくなっても「自ら助くる者を助く」こと、すなわち、自ら行動することを高く評価するという原理は変わらない。したがって、奥田の類型化と同様に、企業行動のあり方における主体性がやはり重要である。その際に単一の巨大企業が主体性を持つのか、複数の中堅・中小企業が主体性を持つのかでその様相は大きく異なると考えられる。そこで単一巨大企業—複数の中堅・中小企業の軸を設定する。

次に、その企業の利益追求のあり方が、あくまで企業利益を追求するのか、それとも地域社会に対して貢献する意図を持つかということを軸にした。この二つの軸を組み合わせると図2「企業と地域社会に関する分析枠組」を描くことができる。

その第2象限には、地域に存する中堅企業が主体となって、企業と地域が連帯する類型を考える。これが「地域コーポラティズム」型である。その対極の第4象限には、企業が主体的であるが、その価値意識は企業の利益を重視するという意味で戦前立地の「企業城下町」型、あるいは戦後立地の「コンビナート」型が置かれる。その中間領域の第3象限には、企業が主体となって公共財を供給する例として「地域貢献」型とする。最後に第1象限として、地域に存する中小企業が主体となるが、その価値意識としては、「われわれ意識」が強い例として「地場産業」型を考えた。

今回、原子力発電所の事例を鑑みて、図2「企業と地域社会に関する分析枠組み」を、冒頭



資料：著者作成

図2 企業と地域社会に関する分析枠組

に掲げた図1「企業と地域社会に関する社会学的類型」に書き改めた。

## 付記

本研究は2018年2月16日（金）に開催された第111回地域調査研究会（於：名古屋大学東山キャンパス）にて報告した「企業城下町と地域コーポラティズム—地域社会と企業に関する類型化の試み—」の主要部分に加筆しものである。地方自治，公共財の供給，原子力発電所の立地についてなど，当日，活発な意見をくださった皆様に感謝を申し上げる。

## 引用文献

- Durkheim, Émile, 1897, *Le suicide : étude de sociologie* (宮島喬訳, 1985, 『自殺論』中央公論社)
- 荒木田椿堂 (忠太郎), [1935] 1963, 「釜石町政今昔譚」加茂久一郎編1935『東北民論』(=釜石市誌編集委員会 (1963) に収録): 846-897.
- 岩手日報社編, 1970, 『岩手のスポーツ人』岩手日報社
- エリノア・オストロム & ジェイムス・ウォーカー, 2000, 「市場でも国家でもなく: 集合的行動領域での変換過程を結びつけること」Dennis C. Mueller (ed), 1997, *Perspectives on public choice : a handbook*, Cambridge University Press (関谷登・大岩雄次郎訳, 2000, 『ハンドブック公共選択の展望 (第I巻)』多賀出版: 45-88)
- 遠藤湘吉, 1955, 「地方財政への影響」日本人文科学会『近代鑛工業と地域社会の展開』東京大学出版会: 368-400.
- 大森佳一編, 1940, 『自治民政資料』選挙粛正中央連盟
- 奥田道大, 1971, 「コミュニティ形成の論理と住民意識」磯村英一・鶴飼信成・川野重任編『都市形成の論理と住民』東京大学出版会: 135-177.
- 梶康郎, 1911, 『改正市制町村制精義』帝国実業学会
- 小森田一記, 1954, 『日本財界人物伝記集 (11) 渡邊義介伝・三鬼隆伝』東洋書館
- 新明正道・田野崎昭夫・鈴木廣・小山陽一・吉田裕, 1959, 「産業都市の構造分析—釜石市を手がかりとして」『社会学研究』(東北社会学会) No.17: 2-101.

- 高木俊之, 2004a, 「釜石製鉄所における三鬼隆と生活構造—戦前期における企業人の社会的形成とアソシエーション」『大原社会問題研究所雑誌』第544号(2004年3月号): 19-37.
- 高木俊之, 2004b, 「岩手県釜石市における企業城下町の成立—普通選挙制度の普及と労務管理の再編成」『分権・合併・ローカルガバナンス—多様化する地域(地域社会学会年報第16集)』ハーベスト社: 92-117.
- 高木俊之, 2016, 「企業城下町と地方財政—岩手県釜石市の事例」『東海大学紀要 教養学部』第46輯: 137-142.
- 丹辺宣彦・岡村徹也・山口博史編, 2014, 『豊田とトヨタ: 産業グローバル化先進地域の現在』東信堂
- 半沢周三編, 1975, 『四十六年の歩み』新日鐵釜石教習所能力開発課教習所同窓会
- 富士製鉄株式会社釜石製鉄所教習所, 1952, 『教習所概況』非売品
- 藤田若雄, 1961, 『日本労働協約論』東京大学出版会
- 古城利明, 1993, 「企業城下町」森岡清美・塩原勉・本間康平『新社会学辞典』有斐閣
- 三鬼隆回想録編纂委員会編, 1952, 『三鬼隆回想録』八幡製鐵
- 宮本憲一編, 1977, 『大都市とコンビナート・大阪(講座 地域開発と自治体Ⅰ)』筑摩書房
- 宮本憲一, 1983, 『昭和の歴史(10) 経済大国』小学館
- 宮本憲一, 1996, 『環境と自治—私の戦後ノート』岩波書店
- 山本祐二郎編, 1956, 『人間三鬼隆』三鬼会
- 山本祐二郎, 1975, 『鐵と共に30年—自記回想録』山本祐二郎発行
- 芳野敏章, 1996, 『若松今昔ものがたり—懐かしき日々の輪舞曲』西日本新聞社